

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 2月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋付属棟スチームドレン系サンプ(A)ポンプ(A)自動空気抜き弁において、弁動作不良(ポンプ運転時に空気が抜けないためポンプ出口圧力が上昇せず)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
2	1号機	原子炉建屋付属棟スチームドレン系サンプ(A)ポンプ(C)自動空気抜き弁において、弁動作不良(ポンプ運転時に空気が抜けないためポンプ出口圧力が上昇せず)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	2号機	換気空調試料採取系(A)試料採取ポンプにおいて、ポンプ下部に潤滑油溜まり(3cc程度)が認められたため、当該ポンプを点検・修理。 なお、ポンプ下部に仮設受け容器を設置	GIII	
4	2号機	発電機軸密封油装置自動油圧調整弁において、弁継手部に潤滑油の滲みが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
5	3号機	除染廃液系受ポンプ(A)封水弁において、弁軸封部押え用および継ぎ手部用ボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	GIII	
6	3号機	直流125V充電器盤(B)点検において、蓄電池電流計指示不良(マイナス側指示値の計器精度外れ)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GIII	
7	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(B)缶底液試料採取配管洗浄弁において、弁保温材下部より水漏れ(非放射性水が13秒に1滴)が認められたため、当該漏えい箇所を調査・修理。 なお、当該の上流弁を閉止し仮設の受け容器を設置。	GIII	